

# 口座振替割引契約

( 選択約款 )

平成26年3月1日 実施

九州電力株式会社

平成 26 年 1 月 15 日 届 出

# 口座振替割引契約 目次

|   |              |   |
|---|--------------|---|
| 1 | 目 的          | 1 |
| 2 | 選択約款の届出および変更 | 1 |
| 3 | 適 用 範 囲      | 1 |
| 4 | 契 約 の 成 立    | 2 |
| 5 | 料 金          | 2 |
| 6 | 口座振替割引契約の廃止  | 2 |
| 7 | そ の 他        | 3 |
|   | 附 則          | 4 |

## 1 目 的

この選択約款は、当社が指定した金融機関等を通じてお客さまが指定する口座から当社の口座へ振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）による料金の支払いを促進することによって、営業費の削減を図り、当社の効率的な事業運営に資することを目的といたします。

## 2 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、電気事業法第19条第12項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣に届け出て、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、電気供給約款（平成26年1月15日届出。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には、この選択約款を変更いたします。

## 3 適 用 範 囲

供給約款の従量電灯もしくは低圧電力または選択約款の時間帯別電灯、季時別電灯、ピークシフト電灯、高負荷率型電灯、低圧季時別電力、深夜電力もしくは第2深夜電力として電気の供給を受け、料金を毎月継続して口座振替により支払われる従量制供給のお客さまで、かつ、この選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

ただし、毎月継続して口座振替の結果等を郵送によりお知らせする場合または複数の需給契約の料金を一括して振り替える場合は適用いたしません。

#### 4 契約の成立

口座振替割引契約は、お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了し、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

なお、この場合、当社は契約成立の旨をお客さまにお知らせいたします。

#### 5 料 金

- (1) 各月の料金は、当社が1回目の振替日として指定した日（以下「初回振替日」といいます。）にその前月の料金が引き落とされた場合には、従量電灯、低圧電力、時間帯別電灯、季時別電灯、ピークシフト電灯、高負荷率型電灯、低圧季時別電力、深夜電力または第2深夜電力によって算定された基本料金および電力量料金の合計から次の口座振替割引額を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

|         |        |
|---------|--------|
| 1 契約につき | 54円00銭 |
|---------|--------|

- (2) 直前の検針日から需給契約が消滅する日の前日までの期間の料金は、(1)の口座振替割引額を適用いたしません。

#### 6 口座振替割引契約の廃止

- (1) お客さまが口座振替割引契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。
- (2) 口座振替割引契約は、次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。
- イ お客さまが、従量電灯、低圧電力、時間帯別電灯、季時別電灯、ピークシフト電灯、高負荷率型電灯、低圧季時別電力、深夜電力または第2深夜電力による需給契約を廃止した場合は、需給契約が消滅し

た日に口座振替割引契約が消滅したものといたします。

□ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、  
通知を受けた日に口座振替割引契約が消滅したものといたします。

## 7 そ の 他

その他の事項については、供給約款または選択約款の時間帯別電灯，季時別電灯，ピークシフト電灯，高負荷率型電灯，低圧季時別電力，深夜電力もしくは第2深夜電力に定めるところによるものといたします。

# 附 則

## 1 実 施 期 日

この選択約款は，平成26年3月1日から実施いたします。

## 2 この選択約款の実施にともなう切替措置

料金その他の供給条件については，次のとおりといたします。

(1) 平成26年3月31日までは，変更前の選択約款の口座振替割引契約（平成25年4月2日届出。）を適用いたします。

(2) 平成26年4月1日以降は，この選択約款を適用いたします。

## 3 延滞利息の適用開始までの取扱い

5（料金）については，料金の算定期間の最終日が平成26年9月30日以降となる料金に適用するものとし，料金の算定期間の最終日が平成26年9月29日以前となる料金については，次のとおりといたします。

(1) 各月の料金は，初回振替日にその前月の料金が引き落とされた場合には，従量電灯，低圧電力，時間帯別電灯，季時別電灯，ピークシフト電灯，高負荷率型電灯，低圧季時別電力，深夜電力または第2深夜電力によって算定された早収料金の場合の金額から次の口座振替割引額を差し引いたものを早収料金として算定いたします。

|             |             |
|-------------|-------------|
| 1 契 約 に つ き | 5 4 円 0 0 銭 |
|-------------|-------------|

(2) 直前の検針日から需給契約が消滅する日の前日までの期間の料金は，(1)の口座振替割引額を適用いたしません。

#### 4 消費税法の改正にともなう経過措置

消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける，平成26年3月31日以前から需給契約が継続し平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（平成26年4月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が平成26年5月1日以降である料金については，当該確定した料金のうち，消費税法施行令附則〔平成25年3月13日政令第56号〕第4条第3項で定める部分に限ります。）の算定における料金率については，附則3（延滞利息の適用開始までの取扱い）(1)にかかわらず，次のとおりといたします。

| 区分および単位           | 料金率        |
|-------------------|------------|
| 口座振替割引額<br>1契約につき | 円<br>52.50 |